

浜松市資源物回収保管庫の貸与等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）等の資源物集団回収団体（以下「回収団体」という。）が実施する資源物集団回収事業の拡充を目的として、自治会への資源物回収保管庫（以下「保管庫」という。）の貸与等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 資源物集団回収団体 浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第4条により登録された団体をいう。
- (2) 資源物 浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第8条に規定する協力金対象品目をいう。

(保管庫の貸与要件)

第3条 保管庫は、次に掲げる要件を満たす自治会に貸与する。

- (1) 自治会又は自治会が保管庫の使用を認める回収団体が、保管庫を継続して使用する資源物集団回収を行うこと。
- (2) 自治会は、貸与の開始日から5年以上継続して保管庫を設置できる土地を確保していること。
- (3) その他市長が必要と認める事項を満たすこと。

(保管庫の貸与数等)

第4条 当該年度に貸与する保管庫は、自治会につき1台限りとする。

- 2 市は、保管庫の大きさ、形状等を予算の範囲内で定める。

(保管庫の貸与申請)

第5条 保管庫の貸与を受けようとする自治会は、資源物回収保管庫貸与申請書（第1号様式）により市長へ申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 保管庫設置場所の位置図
- (2) 保管庫設置場所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 保管庫の貸与期間は1年とし、5年を限度に更新することができる。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の規定による保管庫の貸与申請を受けたときは、その内容を審査し、貸与を適当と認めるときは資源物回収保管庫貸与決定通知書（第2号様式）により、自治会へ通知するものとする。

（保管庫の管理基準）

第7条 保管庫の貸与を受けた自治会は、次の各号に掲げる事項を遵守して保管庫を管理しなければならない。

- (1) 保管庫は、資源物集団回収以外の用途に使用しないこと。
- (2) 自治会又は自治会が保管庫の使用を認める回収団体以外は保管庫を使用しないこと。
- (3) 善良な管理者として、注意をもって保管庫の維持管理を行うこと。
- (4) 貸与期間内に維持補修や移動撤去等の必要が生じたときは、その費用を負担すること。
- (5) その他保管庫の使用に関する必要な事項は、市長の指示に従うこと。

（実績の報告）

第8条 保管庫を使用した自治会又は回収団体が、浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第10条に規定する資源物集団回収実績報告書を提出することにより、保管庫の使用実績の報告としてみなすものとする。

（貸与の取消）

第9条 市長は、保管庫の貸与を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当した時は、保管庫の貸与を取り消すことができる。

- (1) 自治会が、第3条に規定する保管庫の貸与要件を満たさなくなったとき。
- (2) 自治会が、第7条に規定する保管庫の管理基準を遵守しないとき。
- (3) その他市長が保管庫を貸与する必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項により保管庫の貸与の取消しを決定したときは、資源物回収保管庫貸与取消通知書（第3号様式）により当該自治会へ通知する。

3 保管庫の貸与を取消された自治会は、市長が指示する場所に保管庫を返還しなければならない。なお、保管庫の返還等にかかる費用は、当該自治会が負担しなければならない。

（保管庫使用団体の変更）

第10条 保管庫の貸与を受けた自治会は、保管庫の使用を認める回収団体を変更したときは、資源物回収保管庫使用回収団体変更届出書（第4号様式）により、市長に届出なければならない。

（保管庫の移動）

第11条 保管庫の貸与を受けた自治会が、保管庫を移動したときは、資源物回収保管庫

移動・返還届出書（第5号様式）により市長へ届出なければならない。なお、保管庫の移動等にかかる費用は、当該自治会が負担しなければならない。

（保管庫の返還）

第12条 保管庫の貸与を受けた自治会が貸与期間中にその保管庫を返還するときは、資源物回収保管庫移動・返還届出書（第5号様式）により市長へ届出なければならない。

2 保管庫を返還する自治会は、市長が指示する場所に保管庫を返還しなければならない。なお、保管庫の返還等にかかる費用は、当該自治会が負担しなければならない。

（保管庫の譲渡等）

第13条 市長は、貸与の開始日から5年間が経過した保管庫を、保管庫の貸与を受けた自治会に無償で譲渡することができる。ただし、自治会が保管庫の譲渡を希望しないときは、自治会の費用負担により原状に回復した保管庫を、市の費用負担により撤去する。

2 自治会は、保管庫の譲渡を希望する場合は、資源物回収保管庫譲渡申請書（第6号様式）により市長へ申請をしなければならない。

3 市長は、保管庫の譲渡を決定したときは、資源物回収保管庫譲渡決定通知書（第7号様式）により自治会へ通知するものとする。

（現況調査）

第14条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、保管庫の設置場所へ立ち入り、現況調査を行うことができる。

（その他）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

自治会名
住 所
申請者 氏 名
（自治会長）電話番号

資源物回収保管庫貸与申請書

記

1 貸与開始希望日

年 月 日以降

2 保管庫の種類（該当するものに 印をつけてください。）

物置タイプ ・ ボックスタイプ

3 保管庫の位置

別紙図面のとおり

設置条件（建築基準法等市が定める設置条件）を満たさない場合は、別途協議します。

4 使用認定集団回収団体 貴自治会を含む、全ての回収団体をご記入ください。

	集団回収団体		備考
	登録番号	団体名	
1	-		
2	-		
3	-		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長

資源物回収保管庫貸与決定通知書

年 月 日付けで申請された資源物回収保管庫について、下記のとおり貸与が決定しましたので通知します。

記

- 1 自治会名 _____
自治会長名 _____
（代表者名） _____

- 2 貸与開始日 年 月 日から1年間（更新可）

- 3 保管庫の種類 _____
タイプ

- 4 設置場所 _____

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長

資源物回収保管庫貸与取消通知書

年 月 日付けで貸与した資源物回収保管庫について、下記のとおり貸与の取り消しを通知します。

記

- 1 自治会名 _____
自治会長名 _____
（代表者名） _____

- 2 保管庫の種類 _____
_____ タイプ

- 3 取消理由

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

自治会名
住 所
申請者 氏 名
(自治会長) 電話番号

資源物回収保管庫使用回収団体変更届出書

当自治会が保管庫の使用を認める資源物集団回収団体を変更しましたので、下記のとおり届出します。

記

	集団回収団体		変更の内容 (いずれかに)
	登録番号	団体名	
1	-		追加 ・ 除外
2	-		追加 ・ 除外
3	-		追加 ・ 除外

第5号様式(第11・12条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

自治会名
住 所
申請者 氏 名
(自治会長) 電話番号

資源物回収保管庫移動・返還届出書

記

1 貸与開始日

年 月 日

2 保管庫の種類(該当するものに 印をつけてください。)

物置タイプ ・ ボックスタイプ

3 保管庫の位置(移動の場合は、設置場所の位置図又は図面)

別紙のとおり

4 移動・返還の理由

5 確認事項(該当項目に をつけてください。)

() 移動後も継続して資源物集団回収に使用します。

() 返還後は、当該年度中に貸与の申請をいたしません。

第6号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

自治会名
住 所
申請者 氏 名
(自治会長) 電話番号

資源物回収保管庫譲渡申請書

記

- 1 貸与開始日
年 月 日
- 2 貸与期間満了日
年 月 日
- 3 保管庫の種類(該当するものに 印をつけてください。)
物置タイプ ・ ボックスタイプ
- 4 保管庫の位置
別紙図面のとおり
- 5 確認事項(をつけてください。)
() 譲渡後は、自治会の責任により管理します。

第7号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

資源物回収保管庫譲渡通知書

年 月 日に申請された資源物回収保管庫の譲渡について、下記のとおり譲渡が決定しましたので通知します。

記

1 自治会名 _____
自治会長名 _____
(代表者名)

2 保管庫の種類 _____
タイプ

3 設置場所 _____